

令和5年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 野田市教育委員会 】
令和5年度に実施した取組の内容及び成果と課題
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)</p> <p>(1) 野田市運営協議会 ・構成員9名:庁内関係課(企画調整課長、企画調整課担当主事、学校教育課管理主事、指導課長、指導課指導主事)、委託団体代表者、小・中学校代表校長</p> <p>(2) 野田市日本語指導担当者連絡協議会 ・構成員7名:日本語指導担当教員、委託団体代表者、指導課指導主事</p>
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <p>①野田市運営協議会 ・協議目的:構成員それぞれの立場から、外国人児童生徒に関する現状と課題を報告し合い、今後の受入れ、支援の在り方について協議する。 ・協議内容:市内外国人児童生徒等に関する受入状況や支援体制の現状と課題についての把握</p> <p>②野田市日本語指導担当者連絡協議会 ・協議目的:市内の日本語指導に直接関わっている関係者が集まり、各自の実践を共有し、今後の指導に生かせるようにする。 ・協議内容:(第1回)勤務校における取組、日本語指導についての共通理解や情報共有 (第2回)実践報告及び年度のまとめ</p> <p>(2) 学校における指導体制の構築 ・年度初めに各学校から報告のあった日本語指導が必要な児童生徒に対して、教育委員会が、人数等を調整し、委託先関係団体に依頼した。日本語指導担当教員(4名)が配置されている学校(小中5校)については、校内で対象児童生徒への支援体制を整えた。 ・日本語指導を始めるにあたって、委託先代表者、学校担当者、教育委員会指導主事が打ち合わせを行い、対象児童生徒の状況や今後の方向性等について、共通理解を図った。 ・日本語指導が必要な児童生徒に対し、日本語指導担当教員や委託先の指導者による日本語指導を定期的、継続的に行った。</p> <p>(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 4月:「特別の教育課程」の編成と実施についての周知(教育委員会) 6月:個別の指導計画(または市の様式)を基に「特別の教育課程」計画書を作成、教育委員会に提出(各学校) 10月:前期の指導の振り返り、後期の指導についての見直し(各学校) 1月:「特別の教育課程」報告書の作成、教育委員会に提出(各学校)</p> <p>(4) 成果の普及 ・事業内容について、行政報告書により毎年度公表している。</p>

・県主催の「帰国・外国人児童生徒等の日本語指導担当者連絡協議会」や「外国人児童生徒等の受入に関する行政担当者連絡協議会」において、日本語指導に関する本市の実践の様子や概要、成果を発表した。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・学校からの日本語指導が必要な児童生徒に関する報告に基づき、対象児童生徒を決定した。
- ・委託関係団体それぞれの契約内容による年間指導想定人数を基準として、市内全体の対象人数から振り分けをした。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

【成果】

- ・関係者が、市内の日本語指導が必要な児童生徒の実態を把握し、情報を共有することができた。
- ・関係部署や学校、関係団体の取組を互いに理解することができた。
- ・今、知りたいことや学びたいこと、不安に感じていること等、各自の実情に応じて協議会の内容を決定し、実施することができた。
- ・関係者が授業内容や指導方法について具体的事例を通して協議し、その後の指導に取り入れることができた。

【課題】

- ・実施時期や実施回数を見直していきたい。(本市は前期・後期制のため、前期に1回、後期に1回は実施したい。)
- ・この協議会の内容を市内全体に広めていくためには、管理職等を対象とした研修を実施するなど工夫していく必要がある。
- ・協議会の内容をさらに充実させるために、実際の指導を参観し、具体的な指導内容について参加者で検討していく必要がある。

(2) 学校における指導体制の構築

【成果】

- ・日本語指導が必要な児童生徒が多く在籍する学校においては、日本語指導担当教員が中心となり、よりきめ細やかな日本語指導や充実した支援体制を整えることができた。
- ・学校関係者と指導者が対象児童生徒の指導について定期的に情報を共有したことで、共通理解のもと、指導・支援を行うことができた。

【課題】

- ・学校によっては、指導者と学級担任との連携がうまくできているとは言えない学校もあり、市で作成した様式を活用するなど工夫していく必要がある。
- ・対象児童生徒が増加していることに鑑み、県から配置していただいている日本語指導担当教員をさらに確保していただけるよう、要請していく必要がある。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

【成果】

- ・「特別の教育課程」についての理解を深め、市で作成した様式を活用し、対象児童生徒一人一人の実態に応じて、指導者や担当者の役割を明確にした指導計画を立案することができた。
- ・適宜見直しを行うことで、各学校が見通しを持って対象児童生徒への指導を行うことができた。
- ・計画と報告の提出により、市教育委員会が全体の進捗状況を知ることができた。

【課題】

- ・指導開始と終了の判断について、各学校任せとなっていることが課題である。指導終了の目安について、誰が、どのように判断するのか、一定の基準を出すことが求められる。

(4) 成果の普及

【成果】

- ・地域において、本市の取組を広く周知することができた。
- ・協議会において、情報提供や本市の効果的な実践事例を紹介することができた。

【課題】

- ・今後は、近隣市の取組や他自治体の取組を積極的に取り入れながら、本市の取組を発展させていく必要がある。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

【成果】

- ・一人一人の児童生徒の実態に応じたきめ細やかな日本語指導を行うことができた。
- ・校内の管理職や学級担任、日本語指導担当教員、指導員等が随時指導記録を共有し、連携を図りながら進めることにより、共通理解のもとで支援することができた。(授業の予習や行事のしおりの説明、面接練習等も含めて)
- ・転入児童生徒の指導に対しても、各学校の要請に応じて、柔軟かつ速やかに対応していただいた。

【課題】

- ・より充実した日本語指導となるように、指導技術についてさらに学ぶ機会を設ける必要がある。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	人 (園)	60人 (13校)	19人 (6校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		60人 (13校)	19人 (6校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・各協議会を継続し、協議会の内容をより充実したものにしていくことで、市内で足並みをそろえて指導・支援を行うことができるようにする。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。